

「益田氏VS吉見氏―石見の戦国時代―」

島根県立石見美術館 展示室A

出品目録

二〇一九年九月五日（木）～一月四日（月・祝）

I期：九月五日（木）～九月一六日（月・祝）
 II期：九月一八日（水）～一〇月七日（月）
 III期：一〇月九日（水）～一月四日（月・祝）
 ※「」は推定年代を表す

No.	名称	作者等	員数	材質・技法	時代・制作年	指定	所有者	展示期間
1	プロローグ それぞれの出自		一幅	紙本着色			益田市立雪舟の郷記念館	○ ○ ○
I 両雄の激突								
2	室町幕府御教書		一通	紙本墨書	室町時代 応永二九年（一四三二）		東京大学史料編纂所	○
3	吉見頼弘契約状		一通	紙本墨書	室町時代 応永三二年（一四二五）		東京大学史料編纂所	○
4	吉見家貞書状		一通	紙本墨書	室町時代 「応永三〇年（一四二三）」		東京大学史料編纂所	○
5	益田兼理請文案		一通	紙本墨書	室町時代 「応永三〇年（一四二三）」		東京大学史料編纂所	○
6	益田兼理請文案（土代）		一通	紙本墨書	室町時代 応永三〇年（一四二三）		東京大学史料編纂所	○
7	大内氏重臣連署注進状案		一通	紙本墨書	室町時代 「文明三年（一四七二）」		東京大学史料編纂所	○
8	陶弘護起請文		一通	紙本墨書	室町時代 文明四年（一四七二）		東京大学史料編纂所	○
9	陶氏老臣連署起請文		一通	紙本墨書	室町時代 文明四年（一四七二）	島根県 指定文化財	益田市立雪舟の郷記念館	○
10	陶隆房（晴賢）書状		一通	紙本墨書	戦国時代 天文二〇年（一五五〇）	島根県 指定文化財	益田市立雪舟の郷記念館	○
11	陶隆房（晴賢）書状		一通	紙本墨書	戦国時代 天文二〇年（一五五〇）	島根県 指定文化財	益田市立雪舟の郷記念館	○
12	毛利元就書状		一通	紙本墨書	戦国時代 「天文二二年（一五五三）」		島根県立古代出雲歴史博物館	○
13	寺戸兼勝書状写		一冊	紙本墨書（影写）	戦国時代 「天文二三年（一五五四）」		東京大学史料編纂所	○
14	寺戸兼勝書状写		一冊	紙本墨書	戦国時代 「天文二三年（一五五四）」		山口県文書館	○
15	豊田豊熊丸外二名連署言上状案		一通	紙本墨書	戦国時代 永正四年（一五〇七）	重要文化財	毛利博物館	○
16	毛利元就書状		一通	紙本墨書	戦国時代 「弘治二年（一五五六）」	重要文化財	毛利博物館	○
17	毛利元就書状写		一冊	紙本墨書	戦国時代 「弘治二年（一五五六）」		山口県文書館	○
18	毛利元就書状写		一冊	紙本墨書	戦国時代 「弘治二年（一五五七）」		山口県文書館	○
19	吉見正頼宛行状		一通	紙本墨書	戦国時代 弘治三年（一五五七）		平生町立平生図書館	○
20	吉見正頼宛行状		一通	紙本墨書	戦国時代 弘治四年（一五五八）		萩市・大井八幡宮（萩博物館寄託）	○
21	吉見氏奉行人連署奉書写		一通	紙本墨書	戦国時代 元亀元年（一五七〇）	萩市指定文化財	萩市・大井八幡宮（萩博物館寄託）	○
22	吉見氏奉行人連署状写		一通	紙本墨書	戦国時代 元亀元年（一五七〇）	萩市指定文化財	萩市・大井八幡宮（萩博物館寄託）	○

23	来島宗連・中屋頼民連署状		一通	紙本墨書	戦国時代 「永禄五年カ(一五六二)」		東京大学史料編纂所	○		
24	益田藤兼感状		一通	紙本墨書	戦国時代 永禄五年(一五六二)		個人(山口県文書館寄託)	○		
25	内藤隆世書状		一通	紙本墨書	戦国時代 「弘治二年カ(一五五六)」		個人(山口県文書館寄託)	○		
II 石西に咲いた室町文化										
26	文殊普賢像	伝秋月等観	二幅	紙本墨画淡彩	室町〜江戸時代前期 一六世紀〜一七世紀		津和野町・永明寺	○	○	○
27	仏涅槃図	伝兆殿司	一幅	絹本着色	室町〜江戸時代前期 一六世紀〜一七世紀		津和野町・永明寺	○	○	○
28	長次(吉見広長カ)覚書		一冊	紙本墨書	江戸時代初期 一七世紀		平生町立平生図書館	○	○	○
29	源氏物語 大島本 (桐壺・関屋・手習)	桐壺・聖護院道増/筆 関屋・手習・飛鳥井雅康/筆	三冊 (五三冊のうち)	紙本墨書	室町時代 桐壺・永禄七年(一五六四) 関屋・手習・文明三年(一四八二)	重要文化財	公益財団法人古代学協会 (京都府京都文化博物館寄託)	○	○	○
30	源氏物語 大島本 (帚木・空蟬・夢浮橋)	帚木・空蟬・飛鳥井雅康/筆 夢浮橋・聖護院道澄/筆	三冊 (五三冊のうち)	紙本墨書	室町時代 帚木・空蟬・文明一三年(一四八二) 夢浮橋・永禄七年(一五六四)	重要文化財	公益財団法人古代学協会 (京都府京都文化博物館寄託)	○	○	○
31	阿弥陀三尊像		三軀	木造 一部彩色	室町時代 文明一四年(一四八二)	指定文化財	益田市・上黒谷八幡宮	○	○	○
III 東アジア・日本海交易へのまなざし										
32	七尾城跡出土品		一九点		戦国時代 一五世紀〜一六世紀		益田市教育委員会	○	○	○
33	木蘭遺跡出土品		四点		鎌倉時代 一二世紀〜一四世紀		津和野町教育委員会	○	○	○
34	喜時雨遺跡出土品		六九点		鎌倉時代〜江戸時代初期 一三世紀〜一七世紀		津和野町教育委員会	○	○	○
35	陶製経筒		五口		平安時代後期 一二世紀	島根県 指定文化財	益田市・豊田神社(島根県立古代出雲歴史博物館寄託)	○	○	○
36	華南三彩貼花文五耳壺		一口		明代 一六世紀後半〜一七世紀前半		益田市・萬福寺	○	○	○
37	祥兼(益田兼見)讓状		一通	紙本墨書	南北朝時代 永徳三年(一三三三)		東京大学史料編纂所	○	○	○
38	益田藤兼書状(杵築別火氏宛)		一通	紙本墨書	戦国時代 一五六〇年代前半頃	益田市 指定文化財	益田市立雪舟の郷記念館	○	○	○
39	吉見氏老臣連署契約状		一通	紙本墨書	戦国時代 「享禄三年(一五三〇)」		東京大学史料編纂所	○	○	○
40	松浦隆信書状写		一冊	紙本墨書	戦国時代 永禄初年(一五六〇年頃)		個人(山口県文書館寄託)	○	○	○
41	劉雲軒了栄書状		一通	紙本墨書	戦国時代 「永禄二二年(一五六九)」		横浜市立大学	○	○	○
エピソード 近世への移行										
42	吉見広長起請文		一通	紙本墨書	江戸時代初期 一七世紀		個人	○	○	○
43	益田元祥書状		一通	紙本墨書	安土桃山時代 「慶長四年(一五九九)」	重要文化財	毛利博物館	○	○	○
44	益田元祥奉公覚書案		一通	紙本墨書	江戸時代前期 一七世紀後半		東京大学史料編纂所	○	○	○
45	奔馬図	長八海	一面	板絵金地著色	江戸時代後期 文久元年(一八六一)		萩市・大井八幡宮	○	○	○

8 陶弘護起請文(益田家文書610号)

敬白

再拜々々起請文事

一対申貞兼、已前申承之筋目、於已後も不可有相違事、
一成頼既对政弘、現不儀上者、於□後、雖有懇望之子細、
不可致許容、縦政弘被思直候とも、弘護申沙汰仕之、
不可閣申事、但有一段之儀者、貞兼
可申合之、
一如此申合上者、以城内 上意、国衆有一味同心之、对貞兼、
被致不儀之時者、不可捨申事、
右条々若偽申候者、

日本国諸神、殊水上妙見大菩薩可蒙御罰候、仍起請文如件、

文明四年十月十六日 弘護(花押)

益田治部少輔殿

「文明四年十月十八日到来、
使僧泉福庵 神名之状」

9 陶氏老臣連署起請文(益田家文書611号)

敬白

再拜々々起請文事

一奉对貞兼、已前被申承之筋目、於已後も不可有相違事、
一成頼既对当方、被現不儀上者、已後雖有懇望之子細、
弘護不可致許容之旨、各申談事、但有一段之儀者、貞兼、
可被申合之、
一如此申合上者、以城内 上意、国衆有一味同心之、被对申貞
兼、御弓箭出来之時者、弘護不可捨申事、
右条々若偽申候者、

日本国諸神、殊 水上妙見大菩薩、可蒙御罰於各身候、仍
起請文如件、

野上備前守

文明四年十月十六日 景郷(花押)

安村藤右衛門尉 安村因幡守

房家(花押) 重家(花押)

江良丹後守 山崎伊豆守

重信(花押) 秀泰(花押)

下民部丞殿/寺戸備後守殿/岩本筑後守殿/吉田修理進殿

10 陶隆房(晴賢)書状(益田市所蔵周布家文書)

陶尾張守

周布千寿丸殿御返報

隆房

去廿九日御状随到来候、仍義隆覚悟相違之条、我等覚悟
趣、淵/底对藤兼令申候、定而可有演説候、然者長州/深
河於大寧寺義隆/生害候、悉静謐候、杉内藤/申談候人体
可取立候条、追而可申談候、恐々謹言、
「到天廿廿ノ九ノ十」
九月六日 隆房(花押)

周布千寿丸殿/御返報

11 陶隆房(晴賢)書状(益田市所蔵周布家文書)

陶尾張守

周布千寿丸殿御返報

隆房

「到来天文廿 九月十八日」
就爰許静謐示給候、畏悦候、弥以任存分候、其表之儀藤兼
被仰談之由候、尤可然候、仍当御知行之事/蒙仰候、益田方・
福屋方/無別儀候条、可被仰談候、尚御使僧可被申候、恐々謹言、
「大内義」

九月十五日

周布千寿丸殿/御返報

12 毛利元就書状(島根県立古代出雲歴史博物館所蔵文書)

右馬

元春□申給へ

元就

態申入候、吉見表へ来正月我等/其外国衆合力之事被申候、就
其存分之通对桂左衛門大夫・兒玉三郎右衛門尉/申遣候、定
可申入候、先以隱密あるへ候、
一就福屋之儀、從陶方以兒玉若狭守/被申上候、就其可申談儀候、
從/是使者進之申度候へ共、いかにも/人候ハす候間、誰
にても分別候者ハん方/一人いそぎ可給候、可申談候、待
申候、為此態申候、恐々謹言、
「天文二十二年 霜月廿八日 元就(花押)」

13/14 寺戸兼勝書状写(東京大学史料編纂所影写本/閩閩録卷

148下瀬七兵衛6)

かへすくこん日げんきやよ候は、明日よりもさくろもさせ
られ可申候、いづれもいまの時分にて候之間、さくをしつけ
候するやうに、みなくしあんかんやうたるへ候、いづれ
もそれかしならて、藤かねうつろのさハ申とへのへましく候
之間、心もちかんやうに候、
「(便直)しかるへく候て一ふて申候、いままできりをとけ候儀
者たのもしき事共二候、はや一ほんまつの事もよろのきに候
之間、つわの一ちやくより□□とりのき候する方をは、すへと
の藤かねもほんちの事ハさたにおよはず、ちうせつにより、そ
へも被遣候するとの儀に候之間、一日もいそぎとりのかせられ候
者、可然之様にとりなし可申候、又我々にもふちかねよりも、は
るともよりも過分之御、ふちに候之間、さふらい衆のせめて廿人
も三十人もふち申度候、あはれふんへつなされ、早々とのかせ
られ候へかし、ふけんにもなし可申候、我等すちめにまかせ
候て如此候得ハ、益田にてハ、一もんしんるの事に候間、其方
にていなのはかミ殿を御憑候つるもおなし事共に候、いそぎふん
へつも候する事かんやうに候、いづれも一人、ミうねのたをま
てまち申候、左も候ハ、これよりもいそぎ候て申度事お
く候、いそぎ候ま筆ヲとめ申候、恐々謹言、
「(天文二十二年) 五月十日 兼勝判」

の口のしゆ/いなとのしゆ/水津同名衆/
うさみしゆ/九郎とのしゆへ進之候
(墨引)

与四郎殿 寺戸
水津藤四郎殿 大かく
五郎左衛門殿 頼明内町の小四郎殿
中中弥四郎殿 野口御さふらい衆・御中間衆進之候

○欠損部分は閩閩録148・下瀬七兵衛6により補った。

15 豊田豊熊丸外二名連署言上状案(毛利博物館所蔵文書)

「兩三人ノ一筆案文」

上黒谷依御扶持申上候条々事、

一於彼郷不慮之儀出来之時者、我等申合、横山事出勢可取誘候、自然守護方ノ近辺より被取懸子細候者、以御扶持ノ可致馳走候事、

一就上黒谷土民等錯乱之儀、名田職ノ如元被仰付被返下候上者、前々緩急ノをハ留申、御意善悪不可申候、已後ノ緩急歴然之時者、子細申上可有御成敗事、

一於上黒谷我等拘分御反銭事、公田役ノ各漙分奔走可申候、一切不可存無沙汰候、以此旨可預御披露候、恐惶謹言、

永正四丁卯

八月三日

領家右近將監

双仲

豊田 豊熊丸

進上「」美作守殿

16/17 毛利元就書状(毛利博物館蔵毛利家旧蔵文書ノ譜録・小方三郎左衛門忠次)

如此令折節、重而従小方ノ左右候、町野事現形候而、既弟之鶴法師吉見へ出置候、然間吉見方ハかねの城請取に被出候、長州安武仕成候而、渡川ノ表可取出之由候、大慶此事情、町野事長州ニ候て如此之覚ノ悟共ハ、能々山口を見切候ハてハあるノましき事候、万々ノ可然本望千万候、

一吉見口如此候条、道前表之事もノ動運□□てハ不可有曲候条、弥ノ人数をも指急候由、従小方者ノ申越候、乍去邇摩郡表ニノ見かけの事候ハ、相動度候、見懸之儀徒ニハ日数等暮し度もノなく候、御分別あるへ候、恐々謹言、

三月廿五日

元就(花押)

右馬

隆家ノ刑太

左太ノ元春

又□□る元就

「

左太ノ元春

又□□る元就

左太ノ元春

18 毛利元就書状写(閩閩録84見玉弥七郎9)

自元春使状得其心候

一益田之事、福屋・元春被申合、和談候由ノ被申越候、驚入候、今度吉見方誠命をノ的に懸られ候て、無二之届を被仕候事ハ、何故候哉、然処無其曲、益田を和談候ノ事ハ言語道断之儀にてあるへ候、かやうに我等に少茂不被届、元春被探候トとは、吉見をはしめ候て、人は存候まし、候、悉皆元就存候而、元春にあつノかハ申候と可被存候間、何共かとも吉見ノ方へ可申分やうなく候、近比々せうしノ此事情、

(中略)

三月廿三日

兒若

もと就御判

弘治三年五月十八日

正頼(花押)

吉見正頼宛行状(大井八幡宮文書)

長門国阿武郡大井郷ノ八幡宮司職事、当住俊宗房ノ任前々之旨社務無相違可有存ノ知之状如件、

弘治四年四月十八日

正頼(花押)

吉見氏奉行入連署奉書写(大井八幡宮文書)

長州阿武郡大井郷・紫福諸郷鼓頭ノ出仕着座之儀、各恣任一存分之由、以外ノ不可然候、就夫今度加年・高佐両郷鼓頭・庄屋相論之子細、雖相成御尋之、両方ノ口上之申分更不分明候、然所往古座配ノ張之通、文案奈古鼓頭出之条、椿鼓頭ノ所持之志通引合候所、年号月日聊無ノ相違候、所詮向後者彼任案書之旨、堅固可申付之由、被仰出候、自然於此上ノ有違背族者、遂注進之、可被所嚴科之由、依仰執達如件、

元龜元年

九月十九日

頼実ノ頼重ノ頼盛ノ頼清ノ頼宗

22 吉見氏奉行入連署状写(大井八幡宮文書)

長州阿武郡大井郷八幡宮御祭礼ノ諸郷鼓頭出仕座配本張事

左座

老番椿郷 貳番得佐郷ノ三番奈古郷 四番高佐郷ノ五番吉部郷 六番地福郷ノ七番紫福郷 八番生雲郷ノ九番福井郷 十番川嶋

右座

老番三見郷 貳番須佐郷ノ三番大井郷 四番宇生賀郷ノ五番福田郷 六番弥富郷ノ七番賀年郷 八番小川郷

右、文和元年八月十日三善康忠以ノ案文之旨、所定如件、

元龜元年九月十九日

頼実判ノ頼重判ノ頼盛判ノ頼清判ノ頼宗判

23 来島宗連・中屋頼民連署状(益田家文書732号)

須佐・多万之儀、不ノ及申候、被存分候、此間中之儀者、色立候ハ寸候条、申分無之候、於于今ハ、可有ノ御存分候哉、是非共ニ御案專ノ一候、但御存分茂延引候ハ、不入事ニ候、従老中茂ノ申入度内存候共、無案ノ内之条、先我等可申入由候、御内存具承候者、可被申ノ入候、此弓矢之儀、正頼ノ一存にて不仕之弓矢にて候、急度御返事承、可ノ其心得候、右申入分ノ神々不非偽候、書付候物ハ、落チリ候、又妄不被申候ノ間、御用候ハ、何方へ成共ノ出逢、可申承候、兎角ノ御分別肝要存候、恐々謹言、

二月廿七日

頼民(花押)ノ宗連(花押)

来島備後守ノ中屋主殿允ノ頼民

益田因幡守殿ノ同 備前守殿ノ有福筑後守殿ノ御陣所

24 益田藤兼感状(益田高友家文書)

去月廿七日於須佐磯之城、令ノ討死人数之事

市原丹後守ノ市原弥三郎ノ市原内蔵助ノ岩本玄番允ノ中嶋凶書允ノ中嶋源五左衛門尉ノ川津雅榮允ノ古屋縫殿助ノ中間竹三ノ中間与一左衛門

右彼衆之事、寺戸左近大夫ノ同前ニ、立用之訖、刺其刻ノ各被動之趣、淵底令承ノ知候、無比類次第、絶言ノ語候、併忠功之段、連々ノ兼貴江可相談者也、仍ノ軍忠之状如件、

永禄五年三月一日

右衛門佐(花押)

刑部少輔殿

(益田家書)

〔後輩〕 大谷弥六左衛門尉／同 主計允
於吉見城 大谷弥六左衛門尉／同 主計允
於畑田正法寺三原少輔四郎
於吉見 大道
豊前（小倉津）くくらつ中間弥左衛門尉

25 内藤隆世書状（益田高友家文書）

至福井御着陣之由、／尤可然候、仍御手之衆／於多万・小河
濫妨等／有之由、其間候、於事／美者無謂儀候、堅固／可被仰
付事肝要候、／如度々申候、其口肝心候間、／隆風被仰談、至
長野／御襲專一候、時儀示給／又可申候、恐々謹言、
（貞治年） 三月十二日 隆世（内藤）（花押）

益田刑部少輔殿御陣所

益田刑部少輔殿

益田刑部少輔殿

28 長次（吉見広長カ）覚書写（平生町立平生図書館蔵長家文書）

一 わきさし一左文字／一長刀一仕立一かと
一目貫一具金（師子）つゆ
後藤

右二腰、河内御普請之時、天／下御奉行衆へ進之候、其／子細
従康様御内性之事二付而／之儀候、左候而御普請案内／事行候、
御家之為二候、今程／之事上領三七など同前之代／可申付と存
候つれ共、心安ま、打／過候、然者於召之時赦免／之御計にて
ハ相当無之儀候間、／以来何分事ニも可有立用候、／脇差之儀
者ときやりて／日聞衆比判之通をも聞届候、／五兩之沙汰候キ、
有体事ハ／此紙面にて加州申届届せ／沙汰計候、仍我々小年之
／節、一段之馬脇可使、無忘／却候、
一今度又 矢野給分御内性／之中内々被申候処、後悔／申候、口
上被申尽候、加州／伝法へも慥ニ可被相違候、／爰許涯分可遂
堪忍候、／恐々謹言、
十一月十二日 長次（花押影）

上弥まゐる

29-1 源氏物語 大島本「桐壺」奥書

彼源氏物語事、於長府書畢、従京都豊芸為和談、上使／聖護院殿
様御下向候、然者人々御在府候、桐壺卷大門跡／様御筆候、夢浮
橋卷新門跡様御筆候、大門跡／様御名道増様与申、新門跡様御名
道澄様与申也、
永祿七年七月八日 吉見大蔵太輔正頼（花押）

永祿七年七月八日 吉見大蔵太輔正頼（花押）

29-2 源氏物語 大島本「関屋」奥書

文明十三年九月十八日、依／大内左京兆所望染紫毫／者也、
權中納言雅康

30-3 源氏物語 大島本「夢浮橋」奥書

夢浮橋新御門跡様道澄御手跡也、／長門符中長福寺御在寺之時也、
同卷／桐壺者大門跡道増様御手跡也、／聖護院殿様之事也、
永祿七年七月八日 吉見大蔵太輔正頼（花押）

31-1 阿弥陀三尊像（上黒谷八幡宮蔵） 阿弥陀如来像墨書銘

奉勸請阿弥陀尊像一尊
大願主 辰欽白
皆文明拾二寅 寅林鐘吉日

31-2 阿弥陀三尊像（上黒谷八幡宮蔵） 観音菩薩像墨書銘

大願主 甲辰白
文明拾二寅 吉日

31-3 阿弥陀三尊像（上黒谷八幡宮蔵） 勢至菩薩像墨書銘

大願主 甲辰白
皆文明拾二吉日

37 祥兼（益田兼見）讓状（益田家文書61号）

讓与 嫡子次郎兼世所領
石見国益田本郷 弥富名 納田郷内岡見村
長野庄内飯田郷 河関了、

右所領等者、祥兼重代相伝之地頭職也、然間、／相副安堵御下文、
兼世讓渡者也、公方御公事／可任先例、將又兼世此後雖儲男子、
於件／所領等者、長寿丸為嫡孫上者、可相続、岡見／村事、自元

長寿丸可知行所領也、云彼云此、／不可有他妨、仍為後日讓状如件、
永徳三年八月十日 祥兼（花押）

38 益田藤兼書状（益田市所蔵文書）

其許倉本ニ申付候、／对中井勘解由左衛門尉、両度／御懇之由申
候、本望之／至候、於向後者每事／可申談候、猶委細者／勘解由
左衛門尉可申候、恐々／謹言、
三月廿日 藤兼（花押）

杵築別火殿御宿所

39 吉見氏老臣連署契約状（益田家文書712号）

一 澄河々塚事、如前々、河半分可為進退事、
一 関之事者、従中瀬下、落合まで、従其方御／知行たるへく候、
一 中瀬より上、ゆの木谷迄／者、此方可為知行之由申合事、
一 依洪水なかれ木・より物等ハ、方地ニしたかつて、上下共ニ
一 可進退事、
一 一いての儀者、如前々不可有相違之事、
一 う・あみとり已下事者、相互可申付事、
右所申定如件、
吉見越後守
十月廿六日 頼宗（花押）
吉見因幡守
成堯（花押）
吉見中務少輔
頼任（花押）
益田刑部少輔殿 吉見伊豆守
益田右衛門大夫殿 頼景（花押）
小原民部丞殿 吉見彈正忠
益田弥次郎殿 頼清（花押）

40 松浦隆信書状写（益田高友家文書）

任見来、黒頭一ヶ唐進入候、補空書計候、
雖近来馴々敷候、以事次令啓候、仍被对／大賀主計允之芳札、具
加披見候、珍重此／事候、仍於爰許相互被仰通度由承候、／目出

候、如仰縦雖遠国之事候、向後無御隔心可申承之儀、可為本望候、今度幸於當津彼主計允下向候条、此方旨趣精申候間、定而能々可相違候、此表自然相応之御用候者、自今以後不可有無沙汰候、誠遠遠之境候条、両方助力等之儀ハ雖難罷成候、千里同風之於御心底者、何様入魂可申談候、聊別儀有間敷候之条、可御心安候、江崎須佐兩津、自是登船候者、懇可申入候、御次而之時ハ、右衛門佐殿御取合可為祝着候、恐々謹言、

八月廿日 隆信御判

松浦肥前守

益田刑部少輔殿御宿所 隆信

41 劉雲軒了宋書狀(横浜市立大学図書館所蔵「吉見家文書」)

追而雖副々敷式候、唐紅糸老斤令進覽候、表御音問計候、連々可御意候、

急度啓一書候、然者於遠方前日者預使札候、御報如申入候、累年申談之統候条、從是申入度内意候処、正頼以御連判預示候、一入珍重候、御使者同前用飛脚候、別而御懇意之通、乍案中本望此事故、然処以前筋目、從吉田至貴家被仰入之趣、先書示給候、銘々令承知候、于今雖不及口能候、至御当方倅家馳走之段、旁淵底被成御存知之条、可然様被副御心頼存候、此表之儀、龍造寺隆信申談、何様可遂忠意覺悟候、至吉田連々被仰達專要候、隨而歴々被成閱着之由承及候、御行等具預御入魂頼申候、猶節々可申承之条期後音候、恐々謹言、

三月五日 了宋(花押)

廣頼參申給へ

劉雲軒

了宋

42 吉見広長起請文(伊藤一美氏所蔵文書)

我等心中之通、其方まで目目安申候事、

一先年播州にて申ぬき候て、拵之儀ニ付而申なと、去夏もまた共在之様ニ承及候、我々よりさしつを以、申上候へハ、少々之儀、御合力被成候故、不罷成候、其段一口上ニ申候事、一我々若輩故、親様又ハ殿様をそむき罷退候儀、天道二候哉、さき行不申候、今以存あたり、後悔不及是非候、於于今ハ身

上之望も無之候、被召歸候ハ、一度罷歸、御奉公仕度候、此中之儀存当候間、心中をも引易、御奉公偏ニ可仕候内存候事、

一親様へ今一度遂拝面度存候、親御一人之事候間、今更存あたり、朝暮奉拜度事、書中ニ不被尽候、誠此前之事、無是非次第に候、一爰元罷居候とて、越中殿などへも望なとてハ、ゆめく無之候、是非共帰參之才かく一篇二候、右別紙ニ申候様ニ、此度洞春寺御返事よく候間、又立節様より御返事次第二候間、此衆之御拵も成行候ハ、かんにん分儀之儀たのミ申候、若又筑前へ下申候ハ、右之書立之前、暫時之間借用にて可給候、親様御手前ニ候ハ、申事候、并路銀札儀授かり候て下可給候、無左候ハ、罷下候事不相成候、筑前殿より被仰拵候ハ、可相成候間、銀子ハ借用にて成共、可給候、いかにしても我々などへハかし不申候、御知行家へハ人もかし得有ましく候事、

一我々手前も少は可在之候へとも、親之儀候へハあまへ候而申なと、旁以可被存候、左様にて少も無之候、せめて御合力を成とも不請様ニこそ存候ハ、別ニ申かた無之候、内藤一のいよりも合力無之候間申上候、我々きる物とてハ、からしまのふるき物、旧冬立節さまよりもらい申候かミこ一ツ、并去年こしらへ申候もめんぬのこ二ツ、是は不断き申候、此外一ツも持不申候、刀ハ見苦道、具もなき刀にて候、わきさしハ伊勢へこめ申候をかり候てさし申候、是もしん物にて候、銀子ハ猶以各様少つ御心付候へハこそ、飯米取つゝけ申候、武器などは何も所持不申候、此仕合ニ候間、申上候事ニ候、少も我々申ぬきにて候ハす候、自然ちくぜんへ下候ハ、脇さしハ岡部五郎兵かり可申候と存候、刀ハ手を明申候、此条々於偽者、

梵天大釈・四大天王、惣而日本六十余州大小之神祇、別而者氏鷲原八幡大菩薩、愛宕白山摩利支尊天、其外仏神之御罰罷蒙、今生者不及申、来世までも浮事御座有間敷候、仍起請文如件、

正月十一日 吉見大蔵 広長(花押)

野又左衛門尉殿

43 益田元祥書狀(毛利家文書)

元祥

榎中大様人々御中

元祥

呉々、那賀郡只今給人ハ、周布・久代瀬兵衛・都野・尼子殿・元政様も御もち候、あそ沼三加賀・平市允・木原次郎兵・御末様衆なとて御座候、我等も先御檢地二千石余持申候、是又為御心得候、元氏も御持にて候、以上、

罷下候以後者、不得御意候、先々内々御物語申候座所柄之儀、御内証之趣承候而、致安堵度候、筋目之者共ちらし候へて、今迄ハ余分抱置申候を、何と候ても、今一とをり放候へて、召連罷越、時々御奉公をも申上度候ての申事候、然上者、我等手前之かつてハ不入候、悪所と申ても、内之者之つきて参さう成所も候、よき所と申ても、参かね候する所も御座候条、悪所成とも、内之者之可参かた、被仰付候様ニ、御任言申上度候、今迄抱置候者を放候する事迷惑候ての申事候、先度も如申候、石州にてハ那賀郡、我等知行之上のかたへつゝきたる所にて候、江之川をへたて候て、銀山まはり之さゝハリも成候ハぬ所候、左候故、先年広家様御上地にて候へ共、皆御配ニ被作せ、少も御公領等無之所候、是を被成御分別候へは、下々不残つきて可参候、又我等知行之下のはしへつゝきたるハ、長州安武郡にて候、只今完道・桂五郎左・宰相様御小性衆などに被遣たるあたりにて候、是ハ悪所にて、只今持かゝり之衆も、此度易候ハねは御公役不成と被申やう之所にて候へとも、我等ためニ近候間、内之者之つきて可参所と存候間、他国にて人のほしかり申所よりハ望ニ存候、若々広家様へ不被進所にて候ハ、申上度候、又一方ハ吉賀郡、又山代之五ヶ八ヶなど、我等知行つゝきの所にて候、右之内にて御分別候へは、安堵仕候、何も筋目之船頭共歴々所持仕候間、ちと灘手そひ申候ハねは、彼等か置所無之候、万一右之所々、何

も御倉入ニ被仰付、御配ニ不成所にて候ハ、周防之内にてハ、とん田に被引加候て、都野郡之内にて被仰付候様申上度候、ならひと申候ても、さは郡などハ、人かす召連候て罷越候事、中々不相成所かゝりにて候、其かつて之趣者、先日も御物かたり申候つる、兎角被引合せ、御気色被計、被得御内証候て、いつれの道ニも落着安堵仕度候、はや御配かたまり、至其于申上候へ者、申後ニ相成候間、当時御沙汰も候ハぬ時申上度存候、長老

にて可申上候へとも、内々如申候、自然 御気色を不被計、理つよにと御申候へ者、結句迷惑仕候間、貴所さま奉頼計候、乍去、自然御次而時之辻合せのためと存、大辻計をハ此已前申て置申候間、可被成其御心得候、又那賀郡之儀、時代にてこそ候へ、石州辺二も城取共被仰付候へ者、銀山の山吹と、那賀郡之内小石見辺二、一城被仰付候へて不叶所からにて候条、さやうの御配之さ、ハリ二可相成候哉、其さ、ハリ無之候ハ、那賀郡被仰付候様申上度候、たとい城取等被仰付候共、我々事も妻子ハ不残在広島仕候からハ、被仰付候ハ、随分武具・玉粟・兵糧已下内々丈夫二支度仕候而、自然之時之無御氣遣様仕組候而、馳走も可仕候、此段者指出二非申上儀候へとも、貴様迄之申事候、自然此儀二付而不相成との御事とも候へはと存候て、申入事候間、御分別所仰候、書中御内見候て、以御口上、御次而二御披露奉頼候、重々又以上上可得御意候、恐惶謹言、

元月二日

元祥(花押)

榎中太様人々御中

44 益田元祥奉公覚書案(部分)。益田家文書第九十三

牛庵一代御奉公之覚書

(中略)

一関か原御弓矢之前廉 輝元様広嶋御下被成候時、大坂御屋敷之御留守居ニハ牛庵被置せ候、熊谷豊前は札ノ辻御屋敷御作事奉行ニ被置せ候、ノ穴戸元継は清光院様大坂ニ御座ノたる為御心添被置せ候、甲斐守殿はノ如何候つる哉、是も大坂ニ御座候つる由候、ノ吉川殿ハ権現様会津御進発ニ付而ノ安国寺与相添被指下等ニて、大坂迄ノ御上候時刻、石田治部少、大谷刑部少、ノ安国寺をかりもようし謀叛之企ノ被仕候砌、牛庵事安国寺へ此段ノ不可然之通、達而異見仕候へとも、一円ノ無承引候、其上宰相殿・吉川殿ノ穴戸殿申談様候ハ、無事之方便ノ才覚仕候へ共、はや大キニ成立候地組ノ故不及手ニ心遣も無詮儀ニ成申候、其ノ段ハ牛庵一人ニも不限、皆々何も無ノ御同意候へとも、安国寺奉行方とノ堅取組被申候付而、脇之具おさへノ巻相調、ノ防長兩國被成御拜領被遂御案堵候、ノ併被召上候六ヶ国之其年之物成ノはや大分御上下共ニ御取遣候、然ハノ六ヶ国を皆々御拜領候、此衆より当ノ物成返納之事被申懸候、

何も国替ノ衆跡々之返納をハ先国守ノくよりノ被仕、先々に被請取候、国々当物成ノをハ、先々に其国ニ相添請取被申ノ筈ノ御下知之由候、就夫六ヶ国之ノ内を拜領被申候衆は、其国之当物成ノ返納之儀こなたへ被申掛候へとも、御当ノ家之儀ハ余之衆ニ相違、御国数多ノ被召上、先々ニて御請取候御国無之、仍而六ヶ国之返納可被仰付御手断ノ無之付而、於于今ハ不及是非、防長ノ兩國を被指上、是にて六ヶ国之返納ノ御赦免候て被下候様ニ、御公儀ノ御理ノ被仰上より外無之通、御談合相極テノ黒田如水ハ牛庵を御使ニて此儀被成ノ御談合候処ニ、如水被申候ハ二ヶ国を御上ノ表被成、それにて指比ニ成六ヶ国之返納ノ御赦免候へハ、先せめて可然候、たとへ兩國ノ御上表被成候とも、六ヶ国之返納ハ御赦免ノ被成間敷候、然時ハせめて兩國を御ノかへ候て返納ノ御氣遣被成候たるか増たるノへく候通、如水被申候付而、其段罷歸り申ノ上候へハ、如水内意之通は無余儀候へ共、何とノ候ても六ヶ国之返納御調可被成御方便ノ無之候、併先各寄合、僉議仕見候へとの御意にて、其時之老中毎日ノ御殿へ集り、三十日計色々相談被仕ノ候へとも、終ニゆき道無之、不及御方便候ニノ相極り候処ニ、牛庵其内色々之思案ノ仕、防長兩國之内より、残六ヶ国之返納ノ被仰付、其残所を以かつく御上下、ノ御堪忍相続之御仕組色々工夫いたし、ノ申上候へハ、各評定衆も此筋より外別ニノ行道有之間敷候、此中存当り不申候ノ通被申候、則其辺前原休勤ノ山田下総ノ兩人を以御前へ被申上候へハ、誠以此段ノ無余儀被思召候、扱々此中此儀行ノ道無之、夜をも御寝ニならず候、第一ノ奇特ニ兩國被進置、御家之御名字ノ御続被成候、然処ニ返納ならせられず候ノ付而、兩國御上表被成候時ハ、御名利とも断絶不及是非次第と被ノ思召候処ニ、牛庵奇特之分別故、ノ毛利之御名字御続可被成と被ノ思召候段、忠節無比類候、向後此ノ段、御忘却被成間敷候通、重畳ノ被成 御意候由候、是又牛庵御奉公之驗故かと存候事、

一同時從 権現様、大久保石見守殿ノ彦坂小刑部殿兩人を以、牛庵へ被成ノ御意候ハ、輝元小身になられ、さのミ人もノ入申間敷候、其上石見国付之侍、ノ一旦随逐之奉公と相聞へ候条、此砌ノ石見ニ残留候ハ、本地無相違被下ノ石見一国之御代官被仰付可被ノ召仕之通被 仰出候処ニ、不通ニ被理ノ申上、輝元様へ無ニ御奉公申上候、ノ就夫石見之国押として津和野へ

ノ坂崎出羽被遣、石見御代官ニハ大久保ノ石見殿・彦坂小刑部殿ニ被仰付候、左ノ候て大久保殿初て石見下向被申候付、ノ萩へ被見廻ニ参上被申、宗瑞様ノ種々被馳走候て、一日逗留被仕候、ノ其節 宗瑞様江御直ニ牛庵事ノ権現様より右之 御意ニて私御使ノ仕候へとも、不通ニ申切御請不被仕、無比ノ類覚悟にて、後は権現様も被成ノ御褒美候通、御物語被申候候、其ノ後牛庵へ御自筆之御書被成、ノ右之通被聞召届、御祝着不斜候、ノ其為御恩千石之地被下通、井原ノ彈正・榎本中務兩使を以被 仰ノ聞候、其 御書于今相嗜申候、左候而ノ先年於江戸 大照院様・龍昌院様ノへも掛 御目ニ御二所様より御添状ノ被成被下、宗瑞様御書ニ相添、嗜ノ置申候、関ヶ原砌は我人緩足をふみ、ノ心替り候時節 同様諸構成 御訖ノ下り申候へ共、不通ニ申切、御当家へノ御届仕候儀、無ニの忠節かと存候事、

(中略)

右古キ事ハ牛庵申候通承置、近ノ事ハ私存候趣書付申候、大辻之儀者各も御存候儀ニて、其外ノ御家中ニも古キ衆ハ大形可為ノ存候、已上、

元月廿八日

益田無庵

堅田安房守様ノ益田修理様ノ繁沢次郎兵衛殿

45 長八海ノ奔馬図(大井八幡宮藏)裏面墨書

天正四年八月ノ正頼公御寄附之額、墨面放馬之図、ノ経星霜損故、元文五庚申九月ノ広圓公長富等源被仰付、瀧写放馬ノ之額、再御寄附寛政年御社焼亡ノ文化度ノ親頼公替図再三御寄附、依雨洩ノ損、神主願出、此度天正御寄附之分ノ差出、就ノ熙頼公命臣長頼連元文之通模写ノ被仰付、木地惣金墨面放馬之図ノ相調、御寄附相成候事、ノ

元文辛酉十一月